

[最上位](#) > [第7編 広島文化学園短期大学](#) > [第3章 教育](#) > [1. 学位](#)

広島文化学園短期大学学位規程

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9条）第13条及び[広島文化学園短期大学学則第44条](#)の規定に基づき、広島文化学園短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

（付記する専攻分野）

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

コミュニティ生活学科	生活総合学
食物栄養学科	栄養学
保育学科	保育学

（学位の名称）

第3条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「広島文化学園短期大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第4条 学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の意見を聴いたのち、当該学位を取消することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成22年4月1日から施行する。（一部改正）
- 4 この規程は、平成23年4月1日から施行する。（一部改正）
- 5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。（学校教育法改正に伴う改正）

規程番号：C31010